

隔壁等を貫通する配管等の基準

建築物の製造所等の用に供する部分と他の部分とを区画する床又は壁（以下隔壁等という。）を貫通する配管等については、次によること。

1 「著しく消火困難な製造所等から除かれる製造所等」及び「給油取扱所」の隔壁等

(1) 対象

ア 給油取扱所

イ 屋内貯蔵所、屋内タンク貯蔵所及び一般取扱所のうち、開口部のない耐火構造の隔壁等で区画することにより、著しく消火困難な製造所等から除かれるもの（危省令第33条第1項第1号、同項第2号及び同項第4号）

(2) 共通事項

ア 当該製造所等に関係のない管は、貫通させないこと。

イ 貫通部の大きさは必要最小限とすること。

ウ 貫通後における各管と隔壁等のすき間は、モルタルその他の不燃材料で埋めること。

(3) 危険物配管、給排水管、消火薬剤の配管及びガス管

ア 配管の呼び径は、200ミリメートル以下であること。

イ 配管等を貫通させるために設ける穴は、直径300ミリメートル以下となる工法であること。

なお、貫通部の形状が長方形となるものは、直径300ミリメートルの円に相当する面積以下であること。

ウ 複数の上記穴の間隔は、穴の直径の大なる方の距離（200ミリメートル以下のときは、200ミリメートル）以上であること。

エ 熱伝導により、配管の表面に可燃物が接触した場合に発火するおそれのあるときは、当該可燃物が配管の表面に接触しないような措置を講じること。

(4) 電線管

ア 単管による施工の場合は、鋼管又は鋳鉄管とすること。

イ ケーブル配線による施工の場合は、1時間以上の耐火性能を有するものとして国土交通大臣の認定を受けた区画貫通処理で、かつ、貫通部を隙間なく不燃材料で充填するものとする。

(5) 空調ダクト

設置不可とする。

(6) 燃焼機器の煙突、煙道

設置不可とする。

2 1以外の製造所等の隔壁等

- (1) 対象
1(1)以外のもの
- (2) 共通事項
ア 当該製造所等に関係のない管は、貫通させないこと。
イ 貫通部の大きさは必要最小限とすること。
ウ 貫通後における各管と隔壁等のすき間は、モルタルその他の不燃材料で埋めること。
- (3) 危険物配管、給排水管、消火薬剤の配管及びガス管
鋼管又は鋳鉄管によること。
- (4) 電線管、ケーブル
ア 単管による施工の場合は、鋼管又は鋳鉄管とすること。
イ ケーブル配線による施工の場合は、1時間以上の耐火性能を有するものとして国土交通大臣の認定を受けた区画貫通処理で、かつ、貫通部を隙間なく不燃材料で充填するものとする
こと。
- (5) 空調ダクト
ア 法令上設置しなければならないものに限られること。
イ 防火上有効にダンパー等を設けること。
ウ 製造所等の隔壁等以外の壁で、外壁がある場合は、延焼のおそれのない外壁に設けるよう
指導すること。
- (6) 燃焼機器の煙突、煙道
第1種から第3種までの消火設備が設置されており、かつ、煙突及び煙道が隔壁等を貫通す
ることがやむを得ない場合は、貫通しても差し支えないものとする。
なお、この場合において、防火ダンパーは設けなくても差し支えない。
- (7) 不活性ガス消火設備等の消火剤排出ダクト
隔壁等を貫通することがやむを得ない場合は、耐火ダクト（1.5ミリメートル以上の厚み
の鋼板にロックウールを25ミリメートル以上巻いたもの等）とすることにより、貫通しても
差し支えないものとする。
なお、この場合において、防火ダンパーは設けなくても差し支えない。